

議案第 70 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第3第72項中「第29条第1項」の次に「及び第3項」を加え、

「

(1) 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの	33,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの(以下「適合証」という。)を添えた場合については、5,000円)
(2) 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの	37,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)

」

を

「

(1) 建築物全体の床面積が200平方メートル未満のもの	当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
ア 申請に係る建築物が1棟のもの	33,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの(以下「適合証」という。)を添えた場合については、5,000円)
イ 申請に係る建築物が2棟以上のもの	1棟につき33,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
(2) 建築物全体の床面積が200平方メートル以上のもの	当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
ア 申請に係る建築物が1棟のもの	37,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)
イ 申請に係る建築物が2棟以上のもの	1棟につき37,000円(適合証を添えた場合については、5,000円)

」

に改め、同表第73項中「1件につき」を「1棟につき」に改め、同表第74項第2号ア中、

「

ア 評価基準が省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定するもの(誘導基準標準入力法に係る基準)の場合の審査	
---	--

」

を

「

ア 評価基準が省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定するもの(誘導基準標準入力法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
---	--

」

に改め、同号ア(ア)中「212,000円」を「1棟につき212,000円」に改め、同号ア(イ)中「341,000円」を「1棟につき341,000円」に改め、同号ア(ウ)中「487,000円」を「1棟につき487,000円」に改め、同号ア(エ)中「599,000円」を「1棟につき599,000円」に改め、同号ア(オ)中「708,000円」を「1棟につき708,000円」に改め、同号ア(カ)中「808,000円」を「1棟につき808,000円」に改め、同号イ中

「

イ 評価基準が省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定するもの(誘導基準モデル建物法に係る基準)の場合の審査	
--	--

」

を

「

イ 評価基準が省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定するもの(誘導基準モデル建物法に係る基準)の場合の審査	当該申請に係る建築物の数が次に掲げる棟数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
--	--

」

に改め、同号イ(ア)中「82,000円」を「1棟につき82,000円」に改め、同号イ(イ)中「136,000円」を「1棟につき136,000円」に改め、同号イ(ウ)中「220,000円」を「1棟につき220,000円」に改め、同号イ(エ)中「286,000円」を「1棟につき286,000円」に改め、同号イ(オ)中「345,000円」を「1棟につき345,000円」に改め、同号イ(カ)中「403,000円」を「1棟につき403,000円」に改め、同表第75項第2号中「第70条第2号」を「第73項第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 70 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の住宅・建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。